

○須賀川地方広域消防組合同規約
昭和 48 年 4 月 1 日組合告示第 1 号

須賀川地方広域消防組合同規約

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、須賀川地方広域消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町村)

第 2 条 組合は、次に掲げる市町村（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

須賀川市

鏡石町

天栄村

石川町

玉川村

平田村

浅川町

古殿町

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防本部及び消防署の設置運営に関すること。
- (2) 救急施設の設置運営に関すること。

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、須賀川市丸田町 153 番地に置く。

第 2 章 組合の議会

(議員の定数)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 14 人とし、その選出区分は次のとおりとする。

須賀川市 6 人、鏡石町 1 人、天栄村 1 人、石川町 2 人、玉川村 1 人、平田村 1 人、浅川町 1 人、古殿町 1 人

2 組合議員は、組合市町村の議会において当該議会の議員のうちから選挙された者をもってこれに充てる。

(補欠選挙)

第 6 条 組合議員に欠員を生じたときは、関係市町村は直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(議員の異動通知)

第 7 条 組合市町村の長は、当該市町村にかかる組合議員が定まったとき又は当該組合議員に異動を生じたときは、直ちに組合の管理者及び組合の議会の議長に通知しなければならない。

(議員の任期)

第 8 条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員としての任期による。

(議会の議長及び副議長)

第 9 条 組合の議会に議長及び副議長各 1 人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

第 3 章 執行機関

(執行機関の組織)

第 10 条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2 副管理者のうち、1 人を代表副管理者とする。

(執行機関の選任)

第 11 条 管理者は、須賀川市長の職にある者をもってこれに充てる。

2 副管理者は、管理者以外の組合市町村の長の職にある者をもってこれに充てる。

3 代表副管理者は、石川町長の職にある者をもってこれに充てる。

(執行機関の任期)

第 12 条 管理者及び副管理者の任期は、当該市町村の長としての任期による。

(監査委員)

第 13 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちからそれぞれ 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者から選任される者にあつては 4 年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行なうことを妨げない。
- 4 監査委員は、非常勤とする。

(会計管理者)

第 14 条 組合に会計管理者 1 人を置く。

- 2 会計管理者は、須賀川市の会計管理者の職にある者をもってこれに充てる。

(消防職員)

第 15 条 組合に消防職員を置く。

- 2 消防長は、管理者が任命する。
- 3 消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。
- 4 第 1 項の職員の定数は、組合の条例で定める。

第 4 章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第 16 条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 組合市町村の分担金
 - (2) 補助金
 - (3) その他の収入
- 2 前項第 1 号に規定する組合市町村の分担金の割合は、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 11 条に規定する当該年度の消防費に係る基準財政需要額によってあん分した割合とする。

第 5 章 補則

第 17 条 この規約に定めるものの外、組合の運営について必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 50 年 7 月 21 日組合告示第 4 号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 52 年 5 月 26 日組合告示第 2 号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 27 日組合告示第 2 号）

この規約は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 11 月 30 日組合告示第 5 号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 3 年 4 月 1 日組合告示第 3 号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 5 月 2 日組合告示第 3 号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 28 日組合告示第 2 号）

この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 8 日組合告示第 2 号）

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日組合告示第 4 号）

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日組合告示第 3 号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の須賀川地方広域消防組合規約の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 4 月 2 日組合告示第 2 号）

この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の須賀川地方
広域消防組合理約の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日組合告示第 2 号）

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。